

(令和 4年10月1日改定)

(令和 3年4月1日改定)

(平成 30年4月1日改定)

平成28年4月1日制定

建築物省エネ法認定マニュアル

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)

〈性能向上認定・表示認定〉

北九州市建築都市局指導部建築審査課

■ 目 次 ■

1. 認定申請にあたり	7-3-3
2. 認定申請のながれ	
・建築物省エネ法に係る認定申請手続き	7-3-5
・変更認定申請の手続きなど	7-3-6
3. 申請図書等の記載方法について	7-3-9
4. 申請の単位について	7-3-10
5. 省エネ認定の認定基準	7-3-10

1. 認定申請にあたり

認定申請にあたり、以下の書類を提出（持参）してください。

提出書類については正本と副本にそれぞれ1部ずつ添付してください。

<認定申請に必要な図書>

a. 認定申請書（法様式第三十三）

b. 添付図書

・設計内容説明書

・各種図面・計算書（※場合によっては、一部資料のデータ提出も可能）

※事前に登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関または登録建築物調査機関（以下、審査機関）の技術的審査を受けて申請する場合は、審査機関が技術的審査を終了した旨が確認できる押印された添付図書を提出してください。

c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

・技術的審査を終了したとみなすことのできる有効な適合証^{※1}（正本に写し、副本に原本を添付）

・委任状（申請者以外の方が、認定申請手続きを代行する場合）

※1：認定申請に添付可能な技術的審査を終了したとみなすことのできる**有効な適合証**とは

（1）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「法」という。）第34条に基づく性能向上計画認定申請（以下、「性能向上計画認定」という。）

① 審査機関による技術的審査適合証

② 住宅品確法の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5[※]に適合していること）の写し

※建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級4も可

（2）法第41条に基づく基準適合認定・認定表示申請（以下、「表示認定」という。）

① 審査機関による技術的審査適合証

② 建築物省エネ法の適合判定通知書+建築基準法の検査済証の写し

③ 建築物省エネ法性能向上計画認定の通知書の写し+建築基準法の検査済証の写し

④ 低炭素建築物認定の通知書の写し+建築基準法の検査済証の写し

⑤ 住宅品確法の建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等4及び一次エネルギー消費量等級4もしくは等級5[※]に適合していること）の写し

※建築物省エネ法施行の際現に存する建築物については等級3も可

<変更認定申請に必要な図書>

- a. 法様式第三十五による変更認定申請書
- b. 認定申請時の添付図書のうち、当該変更に係るもの

<認定申請の取り下げに必要な図書>

- a. 認定申請取下書（市様式1号）

<認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申し出>

- a. 認定申請取止書（市様式2号）
- b. 添付図書
 - ・認定通知書（原本）及び認定申請書副本を提出してください。

<建築工事が完了した旨の報告>

- a. 建築工事が完了した旨の報告書（市様式9-1号又は9-2号，-3号）
- b. 添付図書
 - ・建築士による工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関等による建設住宅性能評価書等
 - ・検査済証の写し

<認定申請等手数料について>

- ・認定申請等の受付時に手数料が必要です。
- ・認定申請手続き中の内容変更等は、所管行政庁（北九州市長）が認めるもの以外、再度認定申請手続きを行うものとします。なお、認定申請手続き中の申請については、「認定申請取下書」（市様式1号）を提出しなければなりません。

<注意事項>

- a. 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないようにしてください。申請受理後に添付図書等に不備等が認められると「認定しない旨の通知」を行うこととなります。
- b. 提出された書類の内容に疑義がある場合は、必要に応じて申請者等（有効な適合証が添付されている場合は当該適合証を交付した審査機関を含む。）に説明を求め、誤りがあれば訂正を求めることがあります。
- c. いずれの申請も、副本1部は、認定等実施後に返却します。

<提出先、問い合わせ窓口>

北九州市建築都市局指導部建築審査課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号（市役所13階）

TEL 093-582-2539（※郵送による申請は受付できません。）

2. 認定申請のながれ

1. 建築物省エネ法に係る認定申請手続き

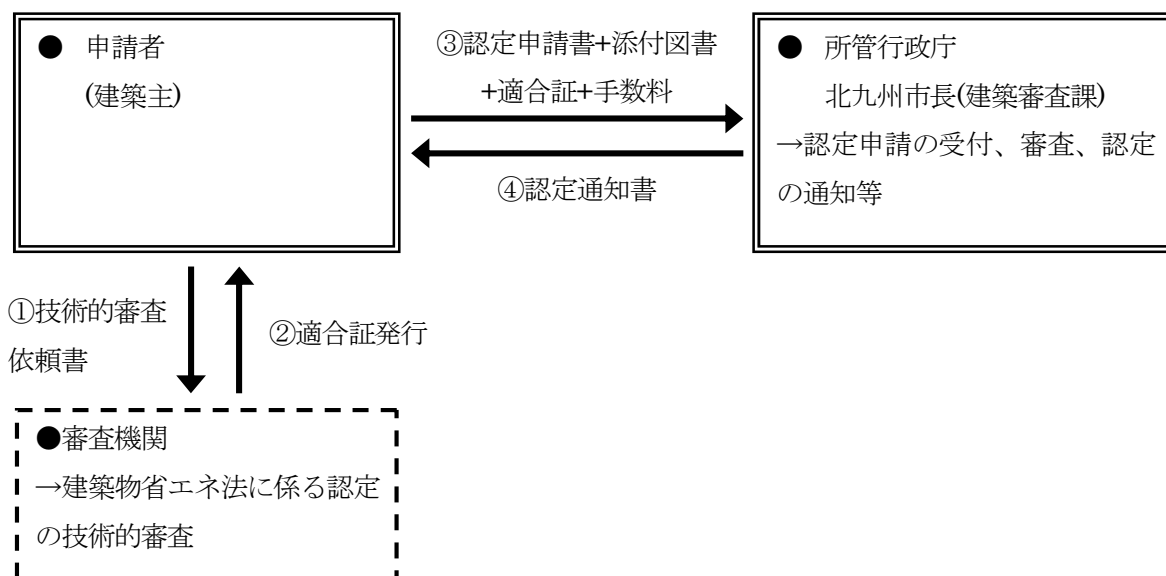
① 認定申請

建築物省エネ法に係る認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第34条または法41条の規定に基づき、所管行政庁（北九州市長）（以下「建築審査課」という。）に認定申請書（法様式第三十三）等必要な図書を添えて申請することができます。

認定の対象は性能向上計画認定の場合、建築物全体、複合建築物の非住宅部分全体、複合建築物の住宅部分全体のいずれか必要に応じた申請方法を選択し、表示認定については建築物全体の申請のみとなります。

申請者は建築物省エネ法に係る認定申請の技術的審査を、あらかじめ審査機関に依頼することが出来ます。

○認定申請手続きの流れ（イメージ図）



② 審査の実施

- ・提出された書類の内容に疑義がある場合は必要に応じて申請者等に説明を求め、誤りがあれば訂正を求めます。申請者以外の方が認定申請手続きを代行する場合は委任状を提出してください。
- ・審査が完了し認定基準に適合すると認められた場合は、認定を申請者に通知します。
- ・申請について、明らかな虚偽が認められた場合や、認定基準に適合しないと認めた場合は、「認定しない旨の通知」を行います。

2. 変更認定申請の手続きなど

1 変更認定申請

- ・性能向上計画認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された内容を変更しようとする場合（※軽微な変更は除く）に提出してください。
 - ・審査は認定申請時と同様の手法で行います。認定計画には、認定申請書、変更内容に係る計算書等の書類が必要となります。
 - ・法第36条第1項の規定により変更申請しようとする場合は法様式第三十五を使います。
- ※軽微な変更とは、以下に該当するものです。（規則第26条関係）

- a) エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6ヶ月以内の変更
- b) aに掲げるもののほか、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更。

- ・審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合は、変更認定を申請者に通知します。

2 認定申請の取下げ（市様式1号）

- ・認定通知前に申請を取下げの場合は、「認定申請取下届」を提出してください。審査を中止し提出された図書を返却します。ただし、申請手数料は返金しません。

3 認定に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書（市様式2号）

- ・認定計画に基づく建築を取りやめる場合は「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の申出書」を提出してください。添付する図書は、認定通知書（原本）及び認定申請書副本、添付図書です。

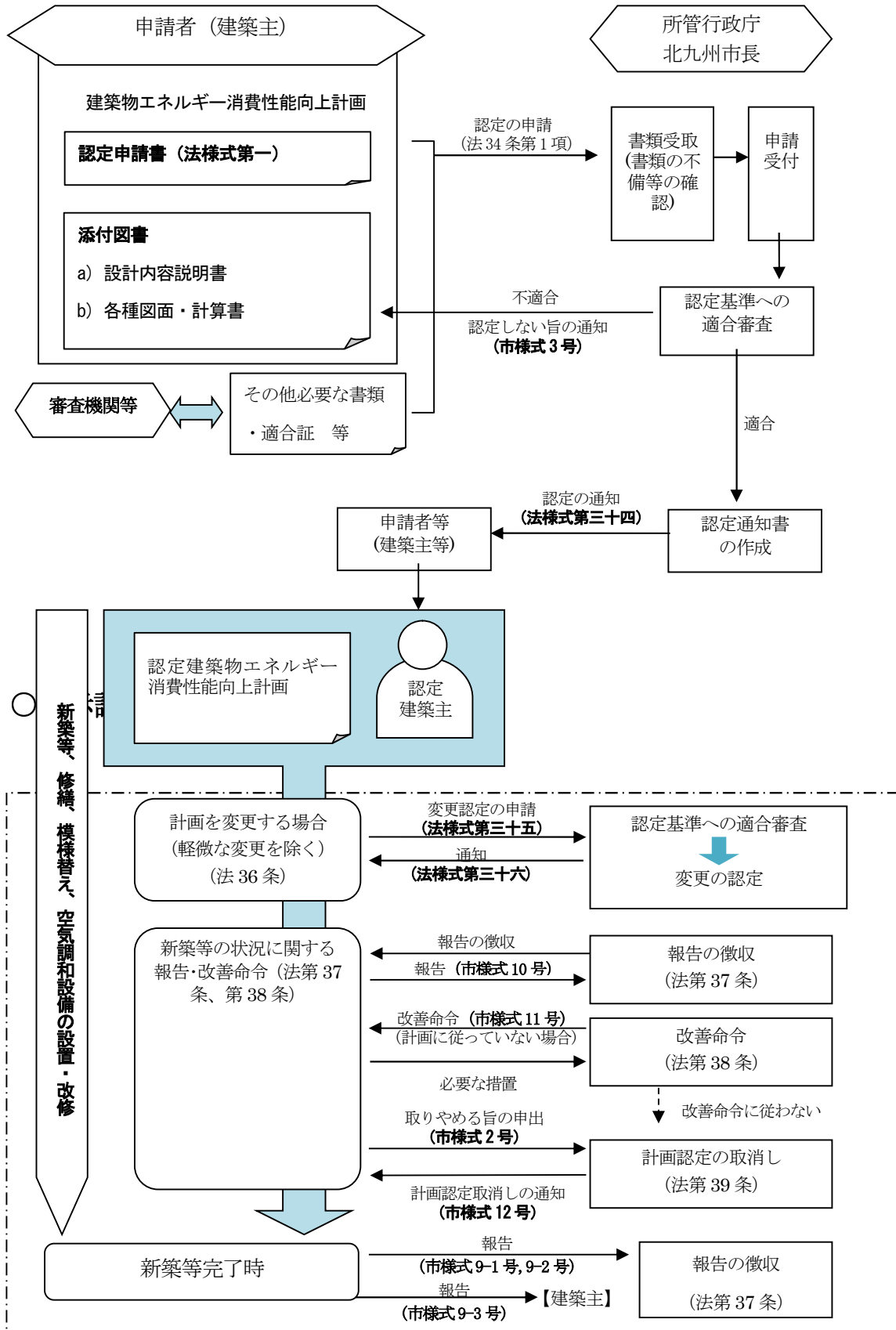
4 建築工事が完了した旨の報告書（市様式9-1号又は9-2号）

- ・認定計画実施者は、建築工事が完了した時は、すみやかに「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書」を提出してください。添付する図書は、検査済証の写し、及び建築士による工事監理報告書又は登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書などです。
- ・また、建築主に対して市様式9-3号により、工事を完了した旨の報告を行ってください。

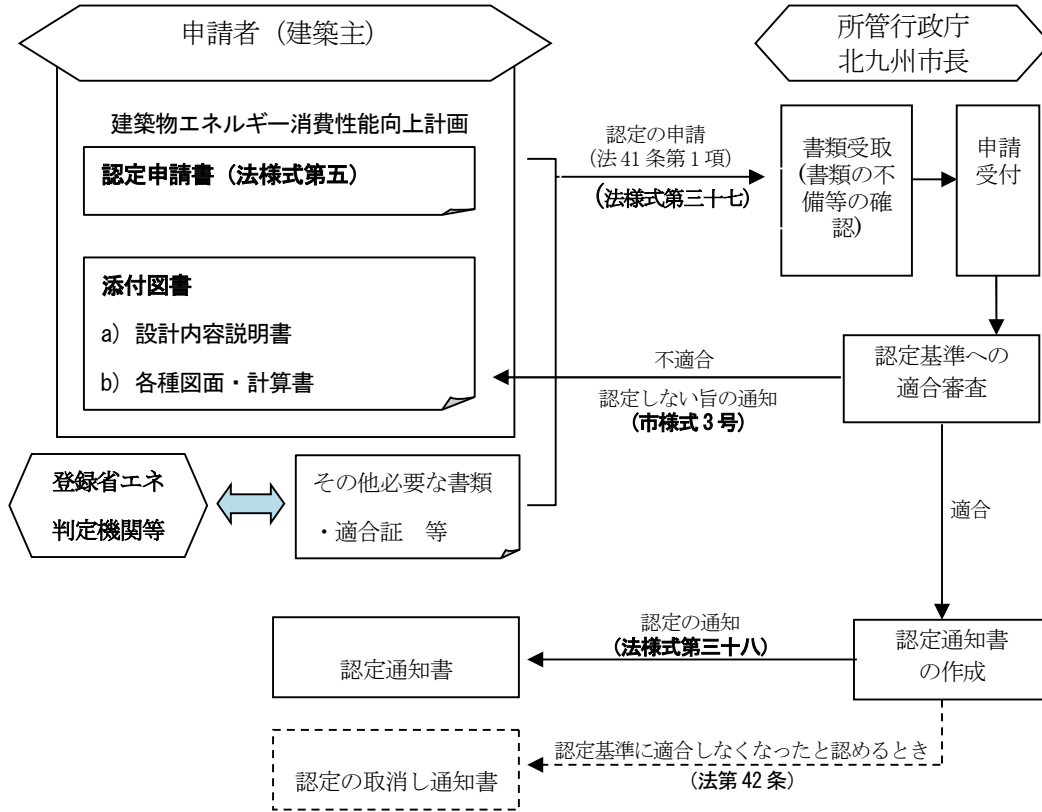
5 認定の取消しの通知

- ・認定通知後、北九州市長からの改善命令に対し違反が認められた場合や、3の申出があった場合で認定の取消しが決定した場合に北九州市長から通知します。

○性能向上計画認定申請の一般的な流れ



○表示認定申請の一般的な流れ



3. 申請図書等の記載方法について

認定申請図書を作成する際の記載内容については以下のとおりです。

① 認定申請書

<性能向上計画認定申請書>

第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、申請の対象とする範囲等について記載してください。

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。

第二面 建築主等に関する事項について記載します。

第三面 申請しようとする建築物の位置、構造等や規模に関する事項、建築物用途等について記載して下さい。

第四面 建築物のエネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受けなければならない場合のみ記載して下さい。

第五面 共同住宅等もしくは住宅部分を含む複合建築物における住宅部分全体の認定を受ける場合に必要なので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項について記載して下さい。申請は建築物の棟単位、複合建築物の住宅部分の認定では住宅部分全体で行うこととなりますが、1住戸ごとの項目が重複している場合には複数の住戸でまとめて記載して申請することができます。

第六面 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画、工事の着手及び完了の予定時期について記載して下さい。建築物の新築等に係る資金計画欄には、新築等に要する費用の概算を記入して下さい。共同住宅等の場合は建築物全体にかかる費用を記載して下さい。

<表示認定申請書>

第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）等について記載してください。

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載して下さい。

第二面 申請しようとする建築物の位置、延べ面積、構造、用途や敷地面積等に関する事項について記載して下さい。

第三面 共同住宅等もしくは住宅部分を含む複合建築物における住戸の認定を受ける場合に必要なので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項について記載して下さい。

別紙 住宅部分を仕様基準で判定する際に記載して下さい。

② 添付図書

添付図書に明示すべき内容は以下のとおりです。

1) 設計内容説明書

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類です。設計内容、記載図書及び設計内容確認欄などを記載します。

2) 各種図面・計算書

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおり設計されていることを確認するための図書です。（一次エネルギー消費量の計算書外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、PAL*計算表、エネルギー消費性能の向上に資する建築設備に係る資料）

3) その他市長が必要と認める図書

- ① 有効な適合証（3ページ<認定申請に必要な図書>参照）
- ② 委任状（申請者以外の方が、認定申請手続きを代行する場合に限る）

4. 申請の単位について

認定の対象は、性能向上計画認定において、建築物全体もしくは建築物の部分として認定を行うことができます。なお、建築物の部分の認定とは、共同住宅あるいは複合建築物における住宅部分全体のみでの認定や、非住宅部分のみでの認定のことです。非住宅部分のみとは、非住宅部分全体の認定であって、テナント等の部分のみでの認定をすることはできません。

また、表示認定においては建築物全体のみとなっており、共同住宅あるいは複合建築物における特定の部分のみを認定することはできません。

5. 省エネ認定の認定基準

適用する基準は、性能向上計画認定もしくは表示認定に応じて異なり、下記の表のとおりです。

対象用途	適用基準	性能向上計画認定		表示認定	
		省エネ基準に対する認定基準の水準		省エネ基準に対する適合基準の水準	
		建築物省エネ法施工後に新築された物件	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物	建築物省エネ法施工後に新築された物件	建築物省エネ法施行の際現に存する建築物
非住宅	一次エネ ^{*1}	0.6 ^{*3} 0.7 ^{*4}	1.0	1.0	1.1
	外皮(PAL*)	1.0	—	—	
住宅	一次エネ ^{*1*2}	0.8	1.0	1.0	1.1
	外皮(U _A ・η _{AC})	(0.60・2.8)	—	(0.87・2.8)	—

- ※1 一次エネ基準については、「設計一次エネルギー消費量（家電・OA機器等を除く）」
／「基準一次エネルギー消費量（家電・OA機器等を除く）」が表中の値以下になること。
- ※2 住宅の一次エネ基準については、住棟全体または全住戸が表中の値以下になること。
- ※3 0.6：用途（非住宅）が事務所等、学校等、工場等の場合
- ※4 0.7：用途（非住宅）がホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等の場合